



2023年12月11日

各 位

会社名 セーラー万年筆株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 町 克哉
(コード番号 7992 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 木村 孝
(TEL 03-6670-6601)

定款一部変更および補欠監査等委員選任に関するお知らせ

当社は、2023年12月11日開催の取締役会において、2024年3月27日開催予定の当社第111期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議するとともに、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として「補欠監査等委員1名選任の件」を付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

補欠監査等委員に関する規定の新設

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員に関する規定を新設して、補欠監査等委員の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査等委員が監査等委員に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月27日(予定)
定款変更の効力発生日 2024年3月27日(予定)

2. 補欠監査等委員1名選任の件

(1) 補欠監査等委員の理由

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

(2) 補欠監査等委員候補者

(2024年3月27日開催予定の定時株主総会において決定)

| 氏名 (生年月日) | 所属 |
|------------------------|--|
| 長谷川 弥生 (1975年3月19日) | 2017年12月 弁護士登録 2017年12月 東京中央法律事務所入所(現任) |

以上

<別紙>

(下線部は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</p> <p>②前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第20条～第35条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</p> <p>②前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>④<u>法令または定款に定める監査等委員たる取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤<u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数及び投票は、第19条第2項及び3項の規定を準用する。</u></p> <p>⑥<u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">。</p> <p>第20条～第35条 (現行どおり)</p> |

以上